

鹿児島県農業用使用済みプラスチック類適正処理要領

1 目的

農業者が排出する農業用使用済みプラスチック類（以下「農業用廃プラ類」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において産業廃棄物として規定されており、排出者である農業者自身による適正処理が義務付けられている。

この要領は、農業用廃プラ類の法律等に定められた適正な処理を推進するため、必要な事項を定める。

2 推進体制

県域と各地域に協議会を設置し、リサイクル処理や農業用廃プラ類の組織的な回収等を推進する体制を整備する。

(1) 県域

ア 名称

県農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会

イ 構成

農業用プラスチック類を使用する生産者組織、農業団体、農業資材商業会、市長会、町村会、県等

ウ 活動内容（事業）

農業用廃プラ類処理実態調査の実施、農業者等への適正処理に関する情報の提供、地域活動への支援等

(2) 各地域

ア 名称

地域農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会

イ 構成

農業用プラスチック類を使用する生産者組織、農業団体、市町村、地域振興局・支庁等

ウ 活動範囲

原則、単一農協の区域とする範囲とするが、地域の実情に応じ、市町村の区域とする。

エ 活動内容（事業）

農業者等への適正処理に関する情報の提供、回収に関する事項の設定、処分業者との調整、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の管理等

3 処理方針

農業用廃プラ類の処理は、産業廃棄物処理業者による再生処理を基本とする。

なお、県は、補助事業等で農業用プラスチック類を導入しようとする者に対して、実施計画協議時に処理方法に関する考え方を整理した資料の提出を書面で求め、必要に応じて指導する。

4 回収の方法

(1) 回収実施主体

地域農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会

(2) 回収品目

農業者が排出する農業用使用済みプラスチック類（塩化ビニールフィルム・ポリエチレンフィルム、硬質フィルム等のプラスチックフィルム、肥料袋、農薬のポリ容器等のプラスチック）

(3) 回収日

排出される農業用廃プラ類の種類、時期等を踏まえ、産業廃棄物処理業者や収集運搬業者などと協議した上で設定

(4) 回収場所

各地域が指定する場所

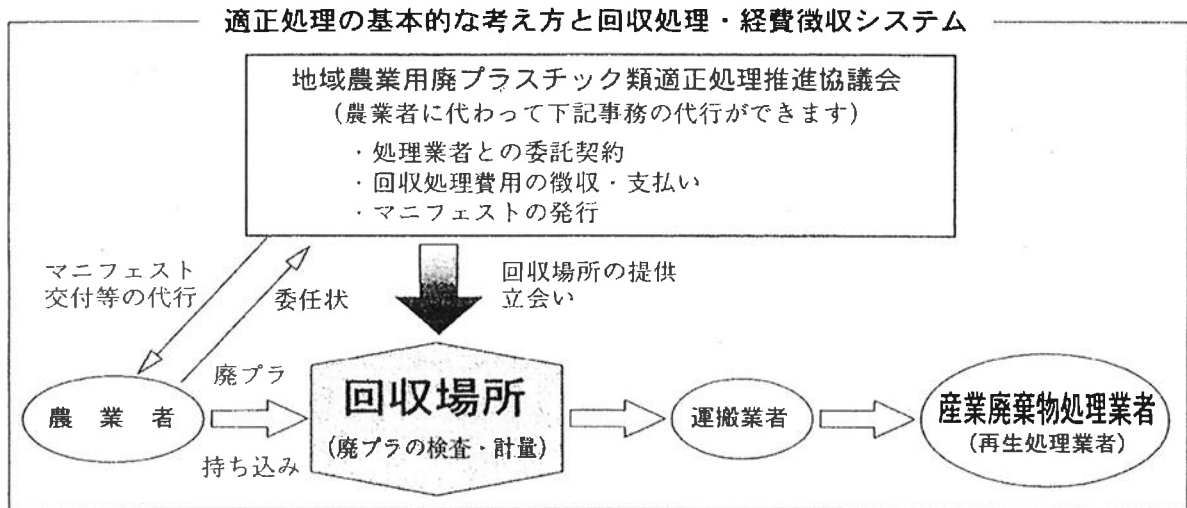
5 その他

(1) 本要領で定めていない事項で、農業用廃プラ類の適正処理に必要な事項については、別に定める。

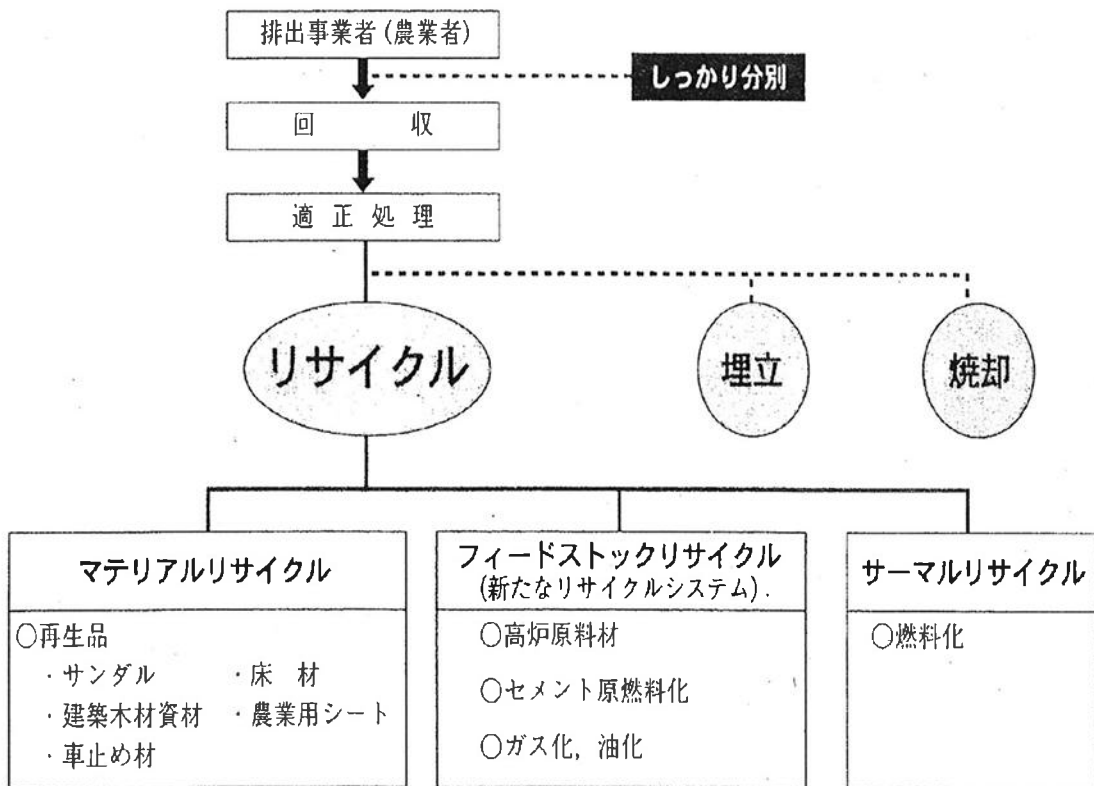
(2) この要領は、平成28年4月1日から適用し、平成28年3月31日まで適用していた「鹿児島県農業用廃プラスチック類適正処理要領」は廃止する。

●地域ぐるみの再生処理を推進しています

- 農業用廃プラスチック類の処理を産業廃棄物処理業者に委託するときは、産業廃棄物処理業者との処理委託契約を結んだり、「マニフェスト」を交付する必要があります。
- 地域協議会では、マニフェスト交付等の事務を代行するシステムができています。
- 地域協議会では、環境にやさしく資源を有効利用できる「再生処理」を進めています。

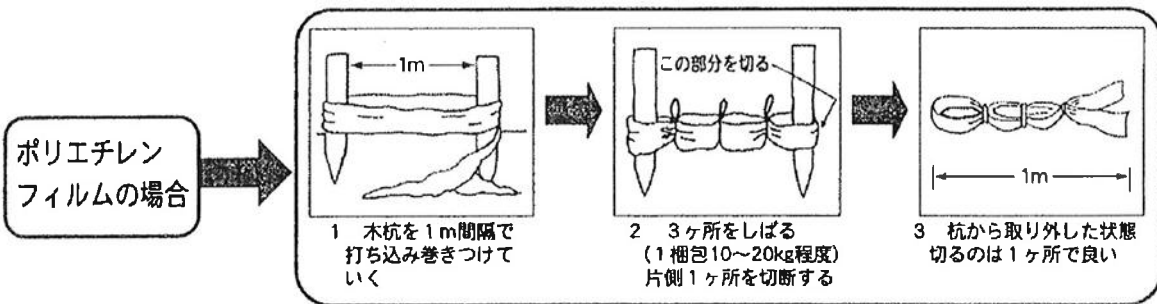
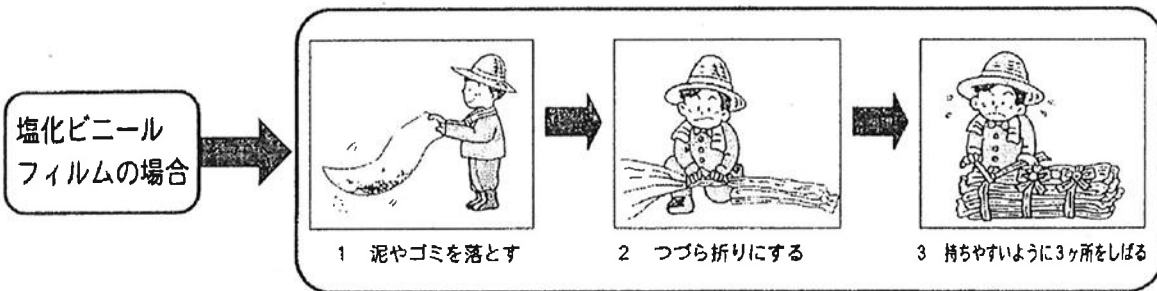


- 農業用廃プラスチック類の適正処理の基本的な考え方としては、環境負荷の低減、資源の有効利用等の観点から、使用可能な資源として捉え、減量化を図るとともに、排出抑制（リデュース）、再利用（リユース）、原材料としての再生処理や熱エネルギー源としての再生利用（リサイクル）を促進することが重要です。最終的に資源として利用できない場合は、適正な焼却、埋立等での処理となります。



●農業用廃プラ類の梱包の方法は？

- 塩化ビニールフィルム、ポリエチレンフィルム等の種類別に分別してください。
- 土や砂はできる限り取り除き、針金等の異物は絶対に混入させないでください。
- 同じ種類のひもで運搬しやすいようにしばり、適正な梱包をしてください。



★農業用のポリ容器、袋、育苗用のポットなどの梱包

ポリひもで十文字に結束する

※農薬の容器は、容器内を洗浄してプラスチック類以外のラベル等取り除く

透明なポリ袋に入れる

★異物は絶対に混入させないで!!

ハトメ マイカー線 石 トンカチ カマ

★肥料袋の梱包

① 同じ種類の袋を2つ折りにして重ね合わせる ② ポリひもで十文字に結束する

★梱包は適正に!!

(下記の方法では行わない)

ふるしき包み状のもの 肥料袋に入れたもの マイカー線・針金で梱包したもの

鹿児島県農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会
 (事務局) 鹿児島県農政部経営技術課
 TEL 099-286-2891(直通) FAX 099-286-5593